

令和元年7月30日

## 1. 益田市プレミアム付商品券の概要

### 1) 事業主旨

消費税率 10%への引上げが所得の少ない方や子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券を販売します。

2) 発行見込総額：3億円程度

3) 商品券販売額：1冊 額面 5,000 円を 4,000 円で販売します。

1冊 500円券 10枚綴

対象者1名につき、5冊まで購入可能です。

4) 販売場所：益田市内（購入引換券に記載します。）

5) 販売期間：令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）

6) 商品券有効期間（取扱登録店での使用期間）

：令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

7) つり銭：つり銭は支払わない

8) 商品券の使途：取扱登録店の物品又は役務の提供に使用できます。

但し、以下の取引は対象外とします。

①出資、金融商品、不動産

②商品券、プリペイドカード等換金性が高く、消費税・地方消費税率引き上げ直後6か月以内の消費に確実につなげる趣旨にそぐわないもの（ギフト券、ビール券、図書券等）

③国や地方公共団体への支払い

（国税、地方税、公営ギャンブル、市水道料、下水道料等租税公課）

④たばこ

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

## 2. 取扱登録店について

### 1) 役割

取扱登録店は、商品券と引換えに、商品の販売、役務の提供等を行ってください。

## 2) 取扱登録店の申込資格

益田市内で事業をしている方で商品券の取扱いを希望する事業者。

ただし、下記の事業者等は対象外とします。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・公序良俗に反する営業を行うもの。

## 3) 登録方法

取扱登録店申込書に記入し、下記申込窓口へ提出してください。

登録料等の負担はありません。

### 【申込窓口】

- ・益田市 産業支援センター（益田駅前ビル EAGA 3階）
- ・益田商工会議所（元町12-7）
- ・美濃商工会本所（美都町都茂1809-2）
- ・美濃商工会匹見支所（匹見町匹見イ42-1）

申込書様式は市のホームページから、ダウンロードできます。

※ 市内に複数の店舗を有する場合は、店舗ごとに登録をして下さい。

## 4) 募集期間

令和元年8月1日（木）～令和元年12月27日（金）

※ 平日のみ（市役所開庁日のみ）

※ 受付時間 9時～12時、13時～17時

なお、8月30日（金）までに登録された事業所は、10月1日からの商品券販売時に配布する登録店一覧に記載します。

## 5) 登録店の公表

益田市のホームページにて「登録店一覧表」等で公表します。

購入者に、商品券購入時に「登録店一覧表」を渡します。

※登録店の登録表示（ステッカー）を説明会にてお渡ししますので、利用者に

容易に分かるよう、登録表示を見えやすい場所に必ず掲示してください。

## 6) 禁止事項

次に掲げる行為をしないでください。

- (1) 商品券を購入すること
- (2) 特定取引において商品券の受取りを拒否すること
- (3) 特定取引に使用された商品券を再使用すること

## 7) 登録店の取り消し

登録店が、上記6)に規定する行為に違反したときは、登録店の登録を取り消すことがあります。

その場合、登録店に損害が生じても発行者はその賠償の責は負いません。

## 8) 登録店の責務及び注意事項

- (1) つり銭を支払わないこと、商品券対象外取引【1.概要 8) 商品券の使途参照】を遵守してください。
- (2) 偽造された商品券、また商品券が著しく破損又は汚損しているときは、商品券を受け取らないでください。
- (3) 下記の疑いがあるときには、益田市 福祉総務課又は産業支援センターに直ちに報告してください。
  - ・偽造商品券又は不正使用の疑いがあるとき
  - ・一度に高額の商品券の使用（例えば10人分相当の25万円）など、第三者への転売又は譲渡の疑いがあるとき
- (4) 使用済み商品券は左上の所定の場所を切り取り線部分を切り落とし、裏面に登録店番号、店舗の名称を記載してください。
- (5) 登録店で保管中の商品券を紛失、盗難、滅失させ又はその他の事故が発生した場合であっても、発行者はその責任を負いません。

### 3. 換金手続きについて

#### 1) 換金方法

換金は、原則取扱登録店の口座への振込となります。

換金手数料、振込手数料等は、取扱登録店の負担はありません。

#### 2) 換金請求について

換金請求は取扱登録店のみ行なうことができます。

換金方法等は別紙「換金について」をご参照ください。

#### 3) 換金受付期間

換金の請求は、商品券の発売の日から令和2年3月16日(月)まで受け付けます。

※ 換金期限を過ぎると、換金はできませんので、ご注意ください。

### 4. 問い合わせ先

#### 【登録店の募集について】

益田市 産業支援センター

〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田駅前ビル EAGA 3階

TEL 0856 (31) 0341 FAX 0856 (22) 0437

#### 【プレミアム付商品券事業全般について】

益田市 福祉総務課

〒698-8651 益田市常盤町1番1号

TEL 0856 (31) 0664 FAX 0856 (23) 5454